



# 子どもの権利に関する情報紙

35号

ちっち ちっちいけど ちっちやくない



子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。それは、子どももおとなも同じこと。

「Titti (ちっちいけどちっちやくない)」は、そんな思いを込めて作っています。

11月20日はかわさき子どもの権利の日

## かわさき子どもの権利の日のつどい

令和4(2022)年12月10日(土)に麻生市民館にて開催しました！  
大会議室など7つの会場で、子どもの権利を身近に感じてもらえるよう、様々な企画を行いました。

### ●大会議室 映画「おまえうまそうだな」上映会 (午前の部)



〈伊藤副市長挨拶〉

伊藤副市長、小泉副実行委員長の挨拶後、肉食恐竜と、彼を父親と思い込んでしまう草食恐竜の交流を描いた映画を131名の親子が楽しく鑑賞しました。

### ●大会議室 CAPおとなワークショップ (午後の部)

CAPかわさきの稲葉氏と岡部氏に、「子どもへの虐待防止」についてのワークショップをロールプレイングを交えながら地域のおとなを対象に、実施してもらいました。



〈CAPおとなワークショップ〉

### ●その他の会場

出張子ども夢パークや子どもの権利条約に関するかるた体験・書籍の展示と絵本のイラストのぬり絵、市内の小中学生の人権ポスター展示、子どもの権利条約フォーラムのサテライト会場、親子でふれあう音遊びなど色々な企画を行いました。



〈人権落語〉



〈子どもの権利に関する書籍展示〉



〈小中学生人権ポスター展示〉

各企画をまわるスタンプラリーには、約100名の親子などが参加しました。



## ◆◆◆第8期川崎市子どもの権利委員会が発足しました◆◆◆

氏名(敬称略)	職業等
安 ウンギョン	東洋大学 助教
五十嵐 努	市民委員
○加 藤 悦 雄	大妻女子大学 准教授
金 子 あかね	子育て支援活動(びーんずネット代表)
霜 倉 博 文	白山愛児園施設長
蔣 香 梅	川崎市国際交流センター 相談員
◎鈴 木 秀 洋	日本大学 教授
高 石 啓 人	山梨県立大学 講師
出 口 早百合	市民委員
畑 福 生	弁護士(神奈川県弁護士会)

◎委員長 ○副委員長  
任期：令和4(2022)年10月1日～令和7(2025)年9月30日

川崎市子どもの権利委員会は、市の子どもの権利の保障状況を調査・検証するための附属機関です。

今期の諮問「子どもの相談及び救済機関の利用促進」を受け、子どもの権利に即しながら、3年間かけて市民や行政機関との対話(ヒアリング)、行動計画の評価などを実施します。



# ▶▶▶▶ 川崎市子ども会議「カワサキ☆U18」◀◀◀◀

## 川崎市子ども会議とは

子どもの権利に関する条例に基づき、川崎市に対する子どもの意見を聴くため、20年以上前から続く市長が開催する会議で、子どもたちも市民のひとりとして、1年間、検討を重ね、その結果を3月に市長に伝えてきました。今年度、これまでの取組を活かしながら、さらにパワーアップしました！



## カワサキ☆U18

約50人の子どもたちによる活気あふれる話し合いが、令和4(2022)年12月18日(日)に行われました。

特に「デジタル技術でかなえるミライの学校スタイル」のテーマについては、オンラインを活用した授業やノートのデジタル化などのアイデアが出され、このテーマを子どもとおとながパートナーとして1年間継続して話し合っていくことに決まりました。



子どもたちの声をスタートラインに、川崎市での検討はもちろん、川崎市子ども会議定例会議や、関連する市民団体・企業など、みんなで、よりよい川崎市をつくっていきたいと思っています。ぜひ、御協力をお願いします。



### ●カワサキ☆U18について (動画配信あり)

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144737.html>



### ●川崎市子ども会議 子ども委員募集

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000032702.html>



## ♡♡♡♡ 令和5年4月から「こども基本法」が施行されます。♡♡♡♡

### こども基本法の目的は？

日本国憲法や児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全てのこどもが、ひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進していくための法律です。

### 基本理念は？

- 全てのこどもが、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けることがないようにすること
- 適切に養育され、生活が保障され、愛され保護されること、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもが、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先されるように考慮されること など



発行：川崎市こども未来局 青少年支援室  
子どもの権利担当  
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931  
MAIL : 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市 子どもの権利施策 **検索**

